



一、最新中国法令

● 市场准入负面清单（2019 年版）

- 【发布单位】国家发展和改革委员会、商务部
【发布文号】发改体改〔2019〕1685 号
【发布日期】2019-10-24
【内容提要】2019 年版清单共列入事项 131 项，相比 2018 年版减少了 20 项。

清单包含禁止和许可两类事项
- 对禁止准入事项，市场主体不得进入，行政机关不予审批、核准，不得办理有关手续。 - 对许可准入事项，包括有关资格的要求和程序、技术标准和许可要求等，由市场主体提出申请，行政机关依法依规作出是否予以准入的决定。 - 清单以外的行业、领域、业务等，各类市场主体皆可依法平等进入。
清单与其他市场准入禁止性规定的衔接
- 只针对境外市场主体的管理措施不列入市场准入负面清单，从其相关规定。 - 法律、法规、国务院决定等明确设立，且与市场准入相关的禁止性规定，在清单附件 1 中列出。 《产业结构调整指导目录》、《政府核准的投资项目目录》等纳入市场准入负面清单。 - 未经国务院授权，各地区、各部门不得自行发布市场准入性质的负面清单。 - 市场准入负面清单未直接列出的地方对市场准入事项的具体实施性措施且法律依据充分的，按其规定执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201911/t20191122_1204463.html

● 关于强化知识产权保护的意见

- 【发布单位】中共中央办公厅、国务院办公厅
【发布日期】2019-11-24
【内容提要】该意见提出加大侵权假冒行为惩戒力度、严格规范证据标准、强化案件执行措施、完善新业态新领域保护制度、优化授权确权维权衔接程序、健全与国内外权利人沟通渠道等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/2019-11/24/content_455070.htm

一、最新中国法令

● 市场准入负面清单（2019 年度版）

- 【发布机关】国家发展和改革委员会、商务部
【发布番号】发改体改〔2019〕1685 号
【发布日期】2019-10-24
【概要】2019 年度版的清单中计 131 个项目被收录，与 2018 年相比减少了 20 个项目。

清单には禁止類、許可類の 2 種類の事項が含まれる
- 市場参入禁止事項について、事業者は参入してはならず、行政機関はこれに対する審査許可、承認を行わず、関係手続きを取り扱ってはならない。 - 市場参入許可事項（関係資格の要求・手続き、技術基準・許可等を含む）について、事業者が申請を行い、行政機関が法に依拠し参入を認めるかどうかを決定する。 - リスト外の業種、分野、業種等については、各種事業者が法に依拠し平等に進出することができる。
リストと他の市場参入禁止規定との整合性を維持する
- 海外の事業者のみを対象とする管理措置は市場参入ネガティブリスト内に組み入れず、関係規定に従うものとする。 - 法律、法規、国务院決定等で明確に設けており、且つ市場参入と関連性のある禁止規定をリストの付属文書 1 にて列挙する。 「産業構造調整指導目録」、「政府承認の投資プロジェクトリスト」等を市場参入ネガティブリストに組み入れる。 - 国务院の授權を経ずに、各地区、各部門は市場参入に関するネガティブリストを独自に公布してはならない。 - 市場参入ネガティブリストに直接列挙していない市場参入事項に対する地方の具体的実施措置であり、且つ法的根拠も充分である場合、その規定に従い取り扱う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201911/t20191122_1204463.html

● 知的財産権保護の強化に関する意見

- 【发布机关】中国共产党中央委员会办公厅、国务院
【发布日期】2019-11-24
【概要】本意見では権利侵害模倣行為に対する制裁を強化し、証拠基準を厳格に規範化し、事案の執行措置を強化し、新業態・新分野の保護制度を整備し、授權・権利確認・権利主張の連携体制・手順を最適化し、国内外の権利者との意思疎通手段を整備することについて提言している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/2019-11/24/content_455070.htm

- [国务院办公厅关于 2020 年部分节假日安排的通知](#)

【发布单位】国务院办公厅
【发布文号】国办发〔2019〕16 号
【发布日期】2019-11-21
【法令全文】请点击以下网址查看：
国务院办公厅关于 2020 年部分节假日安排的通知
http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/21/content_5454164.htm
官方图解
http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-11/21/content_5454242.htm

- [国家知识产权局关于加强查处商标违法案件中驰名商标保护相关工作的通知](#)

【发布单位】国家知识产权局
【发布文号】国知发保函字〔2019〕229 号
【发布日期】2019-11-19
【内容提要】该通知要求：

- 严格按照法定权限和时限查办涉驰名商标案件、有效规范驰名商标的认定申请和使用、加强驰名商标保护。
- 企业可在经营活动中对商标获得驰名商标保护的记录做事实性陈述。若将“驰名商标”字样视为荣誉称号并突出使用，用于宣传企业或推销企业经营的商品或服务，则应依据《商标法》第十四条第五款规定进行查处。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1143862.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系[联系](#)；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系[联系](#)。

二、最新资讯

- [外国人过境 144 小时免办签证政策扩大至 27 个口岸](#)

日前，国家移民管理局举行发布会，自 2019

- [2020 年一部の祝日及び休日スケジュールに関する国務院弁公庁による通知](#)

【発布機関】国務院弁公庁
【発布番号】国弁発明電〔2019〕16 号
【発布日】2019-11-21
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
2020 年一部の祝日及び休日スケジュールに関する国務院弁公庁による通知
http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/21/content_5454164.htm
公式カレンダー
http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-11/21/content_5454242.htm

- [商標違法事案の調査・処分における馳名商標保護の取組み強化に関する国家知的財産権局による通知](#)

【発布機関】国家知的財産権局
【発布番号】国知発保函字〔2019〕229 号
【発布日】2019-11-19
【概要】本通知では以下の通り、要求している。

- 法定の権限と期限に厳格に従い馳名商標事案を調査処理し、馳名商標の認定申請・使用を効果的に規範化し、馳名商標保護を強化する。
- 企業は経営活動過程において当該商標の馳名商標としての保護記録を事実に基づき陳述することができる。「馳名商標」の字句を荣誉称号として強調し使用する場合、企業の宣伝又は企業の取り扱う商品若しくはサービスの販売促進に使用する場合、「商標法」第十四条第五項の規定に従い調査・処分する必要がある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1143862.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご[連絡](#)いただければと思います。

二、新着情報

- [中国での滞在時間が 144 時間以内の外国人トランジットビザ免除政策を 27 か所の通関地に拡大する](#)

先頃、国家移民管理局は記者会見の場で、2019

年 12 月 01 日起, 扩大外国人过境 144 小时免办签证政策的适用范围。扩大范围后, 全国共有 18 个省(自治区、直辖市) 23 个城市 30 个口岸对 53 个国家人员实施[过境 144 小时、72 小时免办签证政策](#)。

- 20 个城市 27 个口岸实施外国人过境 144 小时免办签证政策, 包括: 北京、天津、上海、杭州、南京、广州、深圳、宁波等城市。
- 长沙、桂林、哈尔滨 3 个城市 3 个口岸实施外国人过境 72 小时免办签证政策。
- 53 个国家人员适用该政策。包括法国、德国、美国、韩国、日本、新加坡等。

(里兆律师事务所 2019 年 11 月 22 日编写)

年 12 月 1 日から、中国での滞在時間を 144 時間以内とする外国人トランジットビザ免除政策の適用範囲を拡大することを発表した。範囲の拡大後、全国の計 18 の省(自治区、直辖市) 23 都市 30 か所の通関地において、53 か国の人員に対して滞在時間を [144 時間、72 時間以内とするトランジットビザ免除政策](#)を実施する。

- 20 都市、27 か所の通関地において、中国での滞在期間を 144 時間以内とする外国人トランジットビザ免除政策を実施し、対象都市には北京、天津、上海、杭州、南京、広州、深セン、寧波等の都市が含まれる。
- 長沙、桂林、ハルビンの 3 都市における 3 か所の通関地において、72 時間以内の外国人トランジットビザ免除政策を実施する。
- 53 か国の人員に対して当該政策を実施し、対象国にはフランス、ドイツ、米国、韓国、日本、シンガポール等が含まれる。

(里兆法律事務所が 2019 年 11 月 22 日付で作成)

三、里兆解读

● [“执转破”制度在债权回收案件中的应用与思考](#)

一、背景

“执转破”制度, 全称“执行案件移送破产审查制度”, 是指债权回收案件在执行阶段中如发现被执行人不能清偿到期债务、符合破产条件时, 通过将该案件移送破产审判部门审查, 以对被执行人启动破产程序, 从而解决债权回收案件在执行阶段中频繁出现的“执行难”、“僵尸企业”等问题¹。

2015 年 02 月 04 日实施的《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉的解释》(法释[2015]5 号, 以下简称“《民诉法解释》”)正式确立了“执转破”制度², 但是囿于内容、体例和篇幅

三、里兆解説

● [「執行から破産への切り替え」制度の債権回収事案における運用と考察](#)

一、背景

「執行から破産への切り替え」制度とは、正式名称を「執行事案の破産審査への移送制度」といい、債権回収事案の執行段階において、被執行人が期限の到来した債務を弁済できず、破産要件を満たしたことがわかった場合、被執行人の破産手続きが開始させられるように、当該事案を破産審判部門に移送し審査を受けさせることで、債権回収事案の執行段階において頻繁に発生する「執行難」、「ゾンビ企業」といった問題¹を解消することをいう。

2015 年 2 月 4 日から実施されている『《中華人民共和國民事訴訟法》適用に関する最高人民法院の解釈』(法释[2015]5 号、以下「《民事訴訟法解釈》」)により、「執行から破産への切り替え」制度²が正式に

¹ “执行难”、“僵尸企业”等问题, 是指法院在执行阶段通过各种财产调查措施均未发现被执行人有可供执行的财产, 且申请执行人也未能提供被执行人可供执行的财产线索时, 此时法院往往会裁定终结执行, 待发现被执行人有可供执行的财产时再恢复执行。但是, 被执行人此时的主体资格仍然存在, 却不能注销(一般情况下, 工商注销的前提是债权债务结清), 如同“僵尸企业”一样继续存在; 同时, 申请执行人此时空有一纸生效判决书, 却无法执行, 出现“执行难”问题。

¹ 「執行難」、「ゾンビ企業」等の問題とは、裁判所が執行段階でいずれかの財産調査措置を講じても被執行人に執行可能な財産を見つけられず、且つ執行申立人も被執行人の執行可能な財産情報を提供できなかった場合、裁判所は執行終結の裁定を下し、被執行人に執行可能な財産を見つけ次第、執行を再開することが往々にしてある。しかし、この場合、被執行人の主体資格はそのまま存在し、抹消できず(通常、工商抹消は債権債務を消滅したことを前提としている)、「ゾンビ企業」のように存在し続けることになる。また、執行申立人も発効した判決文書を持ってはいるが執行ができないため、紙切れ同然となり、それにより「執行難」という問題が生じる。

² 《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉的解释》第 513 条: 在执行中, 作为被执行人的企业法人符合企业破产法第二条第一款规定情形的, 执行法院经申请执行人之一或者被执行人同意, 应当裁定中止对该被执行人的执行, 将执行案件相关材料移送被执行人住所地人民法院。

² 『《中華人民共和國民事訴訟法》適用に関する最高人民法院の解釈』第 513 条: 執行中において、被執行人としての企業法人が企業破産法第二条第 1 項に定める状況に合致する場合、執行法院は執行申立人のいずれか 1 人又は被執行人の同意を得た上で、当該被執行人に対する執行の中止を裁定し、執行事案に係る資料を被執行人の住所所在地の裁判所に移送しなければならない。

的限制,《民诉法解释》仅对“执转破”制度作出了原则、概括的规定,并未就“执转破”制度的具体操作进行细化和明确。2017年01月20日,最高人民法院印发《关于执行案件移送破产审查若干问题的指导意见》(法发[2017]2号,以下简称“《指导意见》”),为“执转破”制度构建了具体、可操作的框架,完善了程序性要求,从而使“执转破”制度得以在实践中具体实施。之后,最高人民法院于2017年05月01日、2018年03月04日,相继印发了《关于民事执行中财产调查若干问题的规定》、《全国法院破产审判工作会议纪要》等文件,进一步加强了法院对企业是否符合“执转破”适用条件的辨别能力、以及梳理了“执转破”制度衔接过程中的重、难点问题。

二、“执转破”的适用条件及程序性要求

1. “执转破”的适用条件

根据《指导意见》第一条的规定,适用“执转破”应当同时满足以下三项条件,具体如下表所示:

項目	内容	律師分析
対象条件	被执行人为企业法人	由于中国现阶段缺乏个人破产制度等原因,故目前“<u>执转破</u>”仅适用于被执行为企业法人的案件,即被执行为自然人以及企业法人以外的组织(比如,合伙企业等)不得适用“执转破”。
意思表示条件	被执行人或者有关被执行人的任何一个执行案件的申请执行人书面同意将执行案件移送破产审查	“执转破”的启动<u>必须由被执行人或有关被执行人的任何一个执行案件的申请执行人提出书面申请</u>。需要注意的是,被执行人的债权人若未提请强制执行,则无权向执行法院申请“执转破”,但如被执行人符合破产条件的,该债权人可直接向有破产管辖权的法院提出破产申请。 - 法院不能依职权主动启动“执转破”,但可以向当事人释明、询问当事人是否同意“执转破”,而是否同意“执转破”仍由当事人决

確立した。なお、内容、形式構造及び紙面の都合上、「民事訴訟法解釈」では「執行から破産への切り替え」制度については、原則的且つ総括的な規定しか行っており、同制度の具体的な運用については詳細化、明確化されていなかった。2017年1月20日、最高人民法院が「執行事案の破産審査移送若干事項に関する指導意見」(法発[2017]2号、以下「『指導意見』」)というを公布し、「執行から破産への切り替え」制度について具体的に運用可能な枠組みが築かれ、手続き上の要求が整備されたことで、「執行から破産への切り替え」制度は実践において具体的に実施することができるようになった。その後、2017年5月1日、2018年3月4日に最高人民法院が「民事執行における財産調査の若干事項に関する規定」、「全国裁判所破産審判作業会議議事録」等の文書を相前後して公布し、裁判所は企業の「執行から破産への切り替え」要件の適合性を判定するための能力をさらに強化し、「執行から破産への切り替え」制度の移行過程における重点及び難点を洗い出した。

二、「執行から破産への切り替え」を適用するために備えるべき要件及び手続上の要求

1. 「執行から破産への切り替え」を適用するために備えるべき要件

「指導意見」第一条の規定によれば、「執行から破産への切り替え」のためには、以下の3つの要件を同時に満たさなければならない。具体的には下表の通りである。

項目	内容	筆者の分析
対象要件	被執行人が企業法人であること	現在、中国では個人破産制度の不備等の理由から、「<u>執行から破産への切り替え</u>」は<u>被執行人が企業法人である事案にしか適用されない</u>。つまり、被執行人が自然人及び企業法人以外の組織(例えば、パートナーシップ企業等)である場合には「執行から破産への切り替え」を適用することはできない。
意思表示要件	被執行人又は係る被執行人のいずれかの執行事案の執行申立人が執行事案を破産審査へと移送させることについて書面で同意している	「執行から破産への切り替え」は、<u>被執行人又は係る被執行人のいずれかの執行事案の執行申立人が書面で申し立てを行ってからでないと開始できない</u>。また、被執行人の債権者が強制執行を申し立てなかった場合、執行裁判所へ「執行から破産への切り替え」を申し立てる権利がない。但し、被執行人が破産要件を満たす場合、当該債権者は直接、破産管轄権を有する裁判所に対して破産を申し立てることができる。 - 裁判所は、その職権で「執行から破産への切り替え」を自ら開始することはできないが、当事者に説明した上で、当事者に対し「執行手続きから破産手続きへの切り替え」に同意するかどうかを打診すること

		定。 ▪ 启动“执转破”，当事人必须以明示、书面形式申请，在当事人未同意也未反对的情况下，法院不得进行默示推定。
原因条件	被执行人不能清偿到期债务，并且资产不足以清偿全部债务或者明显缺乏清偿能力	▪ 该原因条件与《企业破产法》第二条规定的破产条件相一致（即，不能清偿到期债务，且资不抵债或明显缺乏清偿能力）。 ▪ 但，存在一处细微区别，在破产程序中，只要债务人不能清偿到期债务，债权人便可以向法院申请债务人破产³，而申请“执转破”，不仅要求被执行人不能清偿到期债务，且还需符合资不抵债或明显缺乏清偿能力的条件。律师理解，该区别的原因可能是因为在执行程序中，被执行人的偿债能力、资产状况、债权债务关系等相对较清楚，从而易于判断被执行人是否资不抵债或明显缺乏清偿能力。

	こと	はできる。もっとも、「執行から破産への切り替え」に同意するかどうかは、当事者の意思次第である。 ▪ 「執行から破産への切り替え」は、当事者が明示的に書面をもって申し立ててからでないと開始できない。当事者が同意せず反対もしない場合、裁判所はこれを黙示的な意思表示と推定してはならない。
原因要件	被執行人が期限の到来した債務を弁済できておらず、且つその資産では全ての債務を弁済するに足りない、又は弁済能力が著しく欠けていること	▪ 当該原因要件は「企業破産法」第二条に定める破産要件と一致している（つまり、期限の到来した債務を返済できない、且つ債務超過、又は弁済能力が著しく欠けていること）。 ▪ しかし、1点だけ僅かな違いがある。破産手続きにおいては、債務者が期限の到来した債務を弁済できなければ、債権者は裁判所に対し債務者の破産³を申し立てることができる。一方、「執行から破産への切り替え」を申し立てるためには、被執行人が期限の到来した債務を弁済できないだけでなく、さらに債務超過、又は弁済能力が著しく欠けていることも要件とされている。このような違いがある理由は、執行手続きで被執行人の債務弁済能力、資産状況、債権債務関係等が相対的に明瞭であり、被執行人に債務超過の状況があったのか又は弁済能力が著しく欠けているのかを判断しやすいであろう、と筆者は考える。

2. “执转破”的程序性要求

根据《指导意见》第一至第五条的规定，“执转破”的程序性要求，我们简要整理、汇总如下表所示：

主要項目	内容
管轄	▪ 地域管轄：被执行人住所地法院管轄。 ▪ 级别管轄：以中级人民法院管轄为原则、基层人民法院管轄为例外（即，中级人民法院经高级人民法院批准，可将案件交由具备审理条件的基层人民法院审理）。
案件材料移送流程	▪ 通常流程：承办法官提出“执转破”→合议庭评议、同意→院领导签署、移送→受移送法院立案庭形式审查、编制案号登记立案→受移送法院破产审判部

2. 「執行から破産への切り替え」の手續き上の要求

「指導意見」第一条ないし第五条の規定から、「執行から破産への切り替え」の手續き上の要求を下表に整理する。

主要項目	内容
管轄	▪ 地域管轄：被執行人の住所地の裁判所が管轄する。 ▪ 等級別管轄：中級人民法院による管轄を原則とし、末端人民法院による管轄は例外とする（即ち、中級人民法院は高級人民法院の承認を得た場合、審理条件を満たす末端人民法院に事案の審理を移管させることができる）。
事案資料の移送手	▪ 通常の手順：担当裁判官が「執行から破産への切り替え」を提起する→合議廷で評議し、同意する→裁判所の上層部の署名を経て移送する→移送先裁判所の立件廷で

³ 《企业破产法》第7条第2款：债务人不能清偿到期债务，债权人可以向人民法院提出对债务人进行重整或者破产清算的申请。

³ 「企業破産法」第7条第2項：債務者が期限の到来した債務を弁済できない場合、債権者は、債務者に更生又は破産清算するよう裁判所に申し立てることができる。

案件移送后重要的注意事项	门裁定是否受理。 ▪ 异地移送：除上述通常流程外，基层人民法院拟将执行案件移送异地中级人民法院进行破产审查的，在作出移送决定前，应先报请其所在地中级人民法院执行部门审核同意。	
	中止执行	▪ 执行法院作出移送决定后，应当书面通知所有已知执行法院，执行法院均应中止对被执行人的执行程序。
	被执行人财产的移交	▪ 执行法院收到受移送法院受理破产裁定后，应当将已经扣划到账的银行存款、实际扣押的动产、有价证券等财产移交给受理破产案件的法院或管理人（律师理解，此时此类财产所有权未转移，仍属于被执行人财产，故需转交）。 ▪ 执行法院收到受移送法院受理破产裁定时，已通过拍卖程序处置且成交裁定已送达买受人的拍卖财产，通过以物抵债偿还债务且抵债裁定已送达债权人的抵债财产，已完成转账、汇款、现金交付的执行款，不再移交（律师理解，此时此类财产所有权已转移，不属于被执行人财产，故无需转交）。
	财产保全	▪ 执行法院决定移送后、受移送法院裁定受理破产案件之前，对被执行人的财产保全措施不解除。 ▪ 受移送法院裁定受理破产案件后，被执行人的财产保全措施应当解除。

順 ■ 他の地域への移送：上述した通常の手順のほか、末端人民法院が執行事案を他地域の中級人民法院へ移送して破産審査を行わせる場合、移送を決定する前に、所在地の中級人民法院の執行部門に報告し、審査を受け同意を得なければならない。	形式審査を実施し、事案番号を付し、立件する→移送先裁判所の破産審判部門にて受理するかどうかを裁定する。	
	執行中止	▪ 執行裁判所が移送の決定を下した後、既知の全ての執行裁判所に書面で通知しなければならない、いずれの執行裁判所も被執行人に対する執行手続きは中止しなければならない。
	被執行人財産の移管	▪ 執行裁判所は、移送先裁判所から破産を受理する旨の裁定を受けた後、裁判所口座に入金済みの銀行預金、実際に差し押さえた動産、有価証券等の財産を破産事案の受理裁判所又は管財人に移管させなければならない（このとき、これらの財産の所有権はまだ移転しておらず、被執行人の財産のままであるため、移管する必要があると筆者は考える）。 ▪ 執行裁判所は、移送先裁判所から破産を受理する旨の裁定を受けたとき、競売手続きを経て処分し且つ落札裁定書が買取人に送達された競売物、若しくは物品で債務を弁済し且つ債務返済裁定書が債権者に送達された債務返済用財産、若しくはすでに振込・送金・現金引渡しが完了している執行金額については、移管させない（このとき、これらの財産の所有権はすでに移転しており、被執行人の財産ではなくなっているため移管させる必要はないと筆者は考える）。
	財産保全	▪ 執行裁判所が移送を決定した後、移送先裁判所が破産事案を受理する旨の裁定を下すまでは、被執行人に対する財産保全措置は解除されない。 ▪ 移送先裁判所が破産事案の受理を裁定した後、被執行人に対する財産保全措置は解除されなければならない。

三、“执转破”制度在债权回收案件中的应用与思考

总体上来看，由于《指导意见》的具体、可操作，使得《指导意见》出台后法院受理“执转破”案件逐渐增加，而“执转破”的启动需要申请执行人或被执行人书面同意，那么，在债权回收案件中，当事人在哪些情形下应当积极申请“执转破”？在哪些情形下不适合申请“执转破”？“执转破”程序中的注意事项？下文将以问答的方式进行重点分析、阐述。

三、「執行から破産への切り替え」制度の債権回収事案における運用と考察

全体としてみた場合、「指導意見」は具体的且つ実行性があることから、「指導意見」が公布された後、裁判所が受理する「執行から破産への切り替え」事案は段々増えてきた。なお、「執行から破産への切り替え」手続きを開始させるには、執行申立人又は被執行人の書面による同意が必要となり、債権回収事案では、当事者がどのような状況下で「執行から破産への切り替え」を積極的に申し立てるべきなのか、どのような状況下で「執行から破産への切り替え」を申し立てるのは好ましくないのか、「執行から破産への切り替え」手続きで何に注意すべきか等について、以下 FAQ 方式で分析し、説明する。

Q1: 在哪些情形下, 当事人应积极申请“执转破”?

A:

- 1) **保全顺位在后的申请执行人的财产**。在不考虑担保债权⁴的情况下, 在执行程序中, 对于被执行人的财产, 一般按照保全顺位进行清偿(保全顺位在先, 则优先受偿), 保全顺位在后的申请执行人的债权回收情况往往难以保证。但是, 如果进入“执转破”程序, 则不论保全顺位先后, 申请执行人都将按照债权比例公平受偿。因此, 在初步判断被执行人财产仅足够或尚不足够清偿保全顺位在先的申请执行人的债权时, 保全顺位在后的申请执行人应积极申请“执转破”。
- 2) **存在被执行人低价转让财产、无偿赠与财产或故意虚构债务并清偿等情形**。如存在前述情形, 导致被执行人没有可供执行的财产, 或财产不足以清偿全部债务, 继续通过执行程序也无法充分保护申请执行人的合法权益。而通过“执转破”, 可以充分运用《企业破产法》中的可撤销制度⁵、以及无效制度⁶, 对一定期限内被执行人无偿转让、不合理转让、个别清偿、隐匿转移的财产依法收回, 以尽可能地实现债权回收。
- 3) **被执行人存在挽救价值或涅槃重生可能等情形**。实践中, 某些被执行人可能是因一时市场行情、资金周转困难而出现债务危机、被强制执行的局面, 但在执行程序中, 被执行人往往会因被法院列入失信被执行人名单等原因导致丧失融资机会、进而财务进一步恶化, 债权人亦将无法回收债权。但是, 通过“执转破”, 可以给予被执行人一定时间和空间, 通过司法重整等程序, 使其摆脱困境、涅槃重生, 从而债

Q1: どのような状況下で、当事者は「執行から破産への切り替え」を積極的に申し立てるべきか?

A:

- 1) **保全順位が低い執行申立人**。担保債権⁴を考慮しない前提で、執行手続きにおいて、通常、被執行人の財産は保全順位に従い弁済されるため(保全順位が高い場合、優先的に弁済を受けられる)、保全順位が低い執行申立人は債権回収を実現できないことが多い。しかし、一旦「執行から破産への切り替え」手続きが開始されれば、保全順位の如何を問わず、執行申立人はいずれも債権比率に従い公平に弁済を受けることになる。よって、もしも被執行人の財産では、保全順位が高い執行申立人の債権だけが弁済され、又はこれらの弁済にさえも足りない差し当たり判断した場合、保全順位の低い執行申立人は「執行から破産への切り替え」を積極的に申し立てるべきである。
- 2) **被執行人に財産の低額譲渡、無償贈与、又は故意に捏造した債務の弁済等の状況が存在する**。左記に掲げる状況により、被執行人に執行に供する財産がなく、又はその財産で全債務を弁済するには不足する場合、そのまま執行手続きを進めたとしても、執行申立人の適法な利益を十分に守ることはならない。「執行から破産への切り替え」手続きを踏むことで、債権回収を可能な限り実現させるため、「企業破産法」における取消可能制度⁵、及び無効制度⁶を活用し、一定の期限内に被執行人が無償で譲渡し、不当に譲渡し、個別に弁済し、隠匿・移転した財産を法に依拠して回収することはできる。
- 3) **被執行人に救済の価値があり又は甦る可能性がある等の状況が存在する**。実務において、一時的な市況、資金繰りの困難から債務危機に陥り、強制執行になってしまった被執行人も一部ある。執行手続きによって、これら被執行人は裁判所に信用喪失被執行人リストに登録される等の理由から融資機会を喪失し、それによって財務状況がさらに悪化し、債権者も債権を回収できなくなることが往々にしてある。ただし、「執行から破産への切り替

⁴ 对被执行人享有担保债权(比如, 抵押权)的申请执行人, 在执行程序以及“执转破”程序中, 其对特定财产均享有优先受偿的权利。

⁴ 被執行人に対し担保債権(例えば、抵当権)を有する執行申立人は、執行手続き及び「執行から破産への切り替え」手続きのいずれにおいても、特定の財産について優先的の弁済を受けられる権利を有する。

⁵ 《企业破产法》第 31 条: 人民法院受理破产申请前一年内, 涉及债务人财产的下列行为, 管理人有权请求人民法院予以撤销: (一) 无偿转让财产的; (二) 以明显不合理的价格进行交易的; (三) 对没有财产担保的债务提供财产担保的; (四) 对未到期的债务提前清偿的; (五) 放弃债权的。

第 32 条: 人民法院受理破产申请前六个月内, 债务人有本法第二条第一款规定的情形, 仍对个别债权人进行清偿的, 管理人有权请求人民法院予以撤销。但是, 个别清偿使债务人财产受益的除外。

⁵ 「企業破産法」第 31 条: 裁判所が破産申立を受理する前の 1 年以内に、債務者の財産に関して次の各号に掲げる行為のいずれかがあった場合、管財人は裁判所にその取消を求める権利を有する。(一) 無償で財産を譲渡した場合、(二) 明らかに不当な価格で取引を行った場合、(三) 物的担保のなかった債務に対して物的担保を提供した場合、(四) 期限未到来の債務を繰上弁済した場合、(五) 債権を放棄した場合。

第 32 条: 裁判所が破産申立を受理する前の 6 ヶ月以内に、債務者に本法第二条第 1 項に定める事由があり、個別の債権者に対してなおも弁済を行う場合、管財人は裁判所にこれを取消すよう請求する権利を有する。但し、個別の弁済が債務者の財産に利益を与える場合除く。

⁶ 《企业破产法》第 33 条: 涉及债务人财产的下列行为无效: (一) 为逃避债务而隐匿、转移财产的; (二) 虚构债务或者承认不真实的债务的。

⁶ 「企業破産法」第 33 条: 債務者の財産に係る次の各号に掲げる行為は無効とする。(一) 債務から逃避するため財産を隠匿し、移転させること、(二) 債務を捏造し、又は不実の債務を承諾すること。

权人也能够实现债权回收。

Q2: 在哪些情形下,当事人不适合申请“执转破”?

A:

- 1) **保全顺位在先的申请执行人。**如上文所述,保全顺位在先的申请执行人,在执行程序中,往往能够优先受偿,但进入“执转破”程序后却只能按照债权比例公平受偿,故保全顺位在先的申请执行人不适合申请“执转破”。
- 2) **被执行人名下已无财产。**如果能确定被执行人名下已无财产,那么即使进入“执转破”程序,申请执行人也回收不了债权,但是,在执行程序中,通过对被执行人采取列入失信被执行人名单、限制出境等执行措施,不排除未来实现债权回收的可能。

Q3: “执转破”程序中的注意事项?

A:

- 1) 针对保全顺位在先的申请执行人而言,我们建议,此类申请执行人应尽快督促执行法院采取执行措施、处置被执行人财产,并请求法院尽快将执行款项划转到自身账户,不可将执行款项放在执行法院账上,否则在执行法院收到移送法院受理破产裁定后,会将该部分财产作为破产财产进行移交。
- 2) 针对保全顺位在后的申请执行人而言,我们建议,在申请“执转破”、且执行法院作出移送决定后,该申请执行人应尽快督促执行法院向其他执行法院发送书面通知,否则其他执行法院可以不中止执行,若其他执行法院在收到移送法院受理破产裁定时,已将被执行人财产执行完毕,那么此时该部分财产便不会再作为破产财产进行移交。
- 3) 另外,需注意的是,当执行案件中存在多个被执行人时(比如,存在连带担保人),如果其中一个被执行人进入“执转破”程序,申请执行人仍可继续申请对其他被执行人的执行程序,对于其他被执行人的执行程序不受“执转破”程序的影响(例如,(2016)浙03执复31号裁判)。

(里兆律师事务所 2019 年 11 月 22 日编写)

え」により、被執行人に一定の時間と余地が与えられ、司法再生等の手続きを通じて、苦境から脱出し甦らせることで、債権者も債権を回収できるようになる。

Q2: どのような状況下で、当事者が「執行から破産への切り替え」を申し立てるのは好ましくないのか?

A:

- 1) **執行申立人の保全順位が高い場合。**前述したように、保全順位が高い執行申立人は往々にして執行手続きを通じて優先的に弁済を受けられるが、「執行から破産への切り替え」の手続きを開始してしまうと、債権の比率に従い公平に弁済を受けられなくなり、保全順位の高い執行申立人にしてみれば、「執行から破産への切り替え」を申し立てるのは好ましくない。
- 2) **被執行人の名義下にすでに財産がない場合。**もしも被執行人の名義下に財産が何もないことが確認できた場合、「執行から破産への切り替え」手続きを開始しても、執行申立人は債権を回収できないが、執行手続きを行えば、被執行人に対し信用喪失被執行人リストへの登載、出国制限等の執行措置を講じることで、将来、債権回収を実現できる可能性も残っている。

Q3: 「執行から破産への切り替え」手続きで何に注意すべきか?

A:

- 1) 保全順位の高い執行申立人にしてみれば、執行措置を講じ、被執行人財産を処分するよう早急に執行裁判所に働きかけ、尚且つ執行金額が執行裁判所の口座に保管されたままになってしまうのではなく、早急に自身の口座に振り込まれるよう裁判所に要請するのがよい。さもなければ、執行裁判所が破産申立受理の裁定を移送先裁判所から受け取れば、当該部分の財産は破産財産として移管させることになる。
- 2) 保全順位の低い執行申立人にしてみれば、「執行から破産への切り替え」を申立て、且つ執行裁判所が移送を決定した後、当該執行申立人は、書面の通知をその他の執行裁判所に速やかに送付してくれるよう執行裁判所に働きかけるのがよい。さもなければ、その他の執行裁判所は執行を中止しないとすることができる。その他執行裁判所が移送先裁判所から破産申立受理の裁定を受け取ったとき、被執行人の財産をすでに執行済みであれば、この部分の財産は破産財産として移管させることにはならない。
- 3) また、執行事案において複数の被執行人がいる場合(例えば、連帯担保人が存在する)、そのうちの1人の被執行人が「執行から破産への切り替え」手続きに入ったとしても、執行申立人はその他の被執行人に対する執行手続きの開始を申し立てることはなおもでき、その他被執行人に対する執行手続きは「執行から破産への切り替え」手続きの影響を受けない(例えば、(2016)浙03執復31号の裁判がある)。

(里兆法律事務所が 2019 年 11 月 22 日付で作成)

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 《外商投资法》配套规定
- “吹哨人”制度

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 「外商投資法」関連規定
- 「内部告発者」制度